

長浜市都市計画マスタープラン・
立地適正化計画
(案)

目 次

第1部 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定に当たって

第1章 計画策定の趣旨	1-1
1 都市計画マスタープランとは	1-1
2 立地適正化計画とは	1-1
3 計画の目標年次.....	1-1
4 本計画の位置付けと役割	1-2
5 本計画の構成	1-3
6 本計画の対象区域	1-4
7 これまでの経過	1-6
第2章 長浜市の概況.....	1-7
1 位置・地勢.....	1-7
2 沿革	1-8
第3章 都市計画区域の再編.....	1-10
第4章 都市づくりの課題.....	1-11
1 生活環境に関する課題	1-11
2 災害対策等に関する課題.....	1-14
3 産業振興・土地利用に関する課題	1-15
4 自然環境・歴史文化に関する課題	1-17
5 持続可能な都市づくりに関する課題	1-19

第2部 都市づくりの全体構想

第1章 都市づくりの理念と目標	2-1
1 都市づくりの理念.....	2-1
2 都市づくりの目標	2-2
第2章 将来都市構造	2-6
1 基本的な考え方	2-6
2 将来都市構造	2-7
第3章 都市整備の方針	2-11
3-1 視点別都市整備の方針.....	2-11
1 土地利用の方針	2-11
2 交通施設・道路の整備の方針	2-17
3 上下水道施設・河川・環境衛生施設の整備の方針	2-24
4 公園・緑地の整備の方針	2-26
5 都市景観づくりの方針	2-28
6 防災都市づくりの方針	2-30

第3部 地域別構想

第1章 地域区分の設定	3-1
1 地域区分の設定	3-1
第2章 各地域圏の構想	3-2
2-1 中心市街地地域圏	3-2
1 地域特性	3-2
2 地域づくりの目標	3-2
3 地域の現況と課題	3-2
4 地域別整備方針	3-4
2-2 六荘・西黒田・神田地域圏	3-7
1 地域特性	3-7
2 地域づくりの目標	3-7
3 地域の現況と課題	3-7
4 地域別整備方針	3-9

2-3 南北郷里・神照地域圏.....	3-12
1 地域特性.....	3-12
2 地域づくりの目標.....	3-12
3 地域の現況と課題.....	3-12
4 地域別整備方針.....	3-14
2-4 びわ・虎姫・湖北地域圏.....	3-17
1 地域特性.....	3-17
2 地域づくりの目標.....	3-17
3 地域の現況と課題.....	3-17
4 地域別整備方針.....	3-20
2-5 浅井地域圏.....	3-23
1 地域特性.....	3-23
2 地域づくりの目標.....	3-23
3 地域の現況と課題.....	3-23
4 地域別整備方針.....	3-25
2-6 木之本・高月地域圏.....	3-28
1 地域特性.....	3-28
2 地域づくりの目標.....	3-28
3 地域の現況と課題.....	3-28
4 地域別整備方針.....	3-30
2-7 西浅井・余呉・高時・杉野地域圏.....	3-33
1 地域特性.....	3-33
2 地域づくりの目標.....	3-33
3 地域の現況と課題.....	3-33
4 地域別整備方針.....	3-36

第4部 立地適正化計画

第1章 立地適正化計画.....	4-1
1 立地適正化計画について	4-1
2 都市の現状と課題	4-2
3 立地適正化計画における基本的な方針	4-8
4 目指すべき都市構造	4-9
5 都市機能集積区域と居住集積区域について	4-10
6 都市機能集積区域の設定	4-13
7 居住集積区域の設定	4-17
8 都市機能集積・居住集積区域	4-18
第2章 防災指針	4-21
1 防災指針とは	4-21
2 災害ハザード情報	4-21
3 対象とする災害(分析の視点)	4-22
4 防災リスクの分析と課題	4-23
5 防災まちづくりの取組方針	4-25
第3章 誘導施策と届出制度	4-28
1 誘導施策	4-22
2 届出制度	4-31

第5部 実現化方策

第1章 都市計画マスタープランの実現に向けて	5-1
1 都市計画マスタープランの実現に向けた取り組み	5-1
2 まちづくりの推進体制	5-3
第2章 立地適正化計画の実現に向けて	5-4
1 目標設定	5-4
2 進行管理	5-5

第 1 部

都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定に当たって

第1章 計画策定の趣旨

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画におけるまちづくりの目標や将来像を具体化し、また、その施策を進める際の基本的な方針を示すものです。本市の都市計画における最も基本的な計画に位置付けられ、この計画により、土地利用や都市施設といった個別の都市計画の指針を示し、各地域の将来像や課題、整備方針を明らかにします。

2 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは都市再生特別措置法に位置付けられた計画のことを指し、都市機能や住居等がまとまって立地するコンパクトなまちを作ることにより市域全体で持続可能なまちづくりを目指す計画です。立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を有していることから、都市計画マスタープランの一部として位置づけられています。

3 計画の目標年次

本計画の目標年次は、都市計画マスタープランの改定および立地適正化計画の策定時（令和7年9月（想定））を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望するものとし令和26年度とします。ただし、社会情勢の変化等を考慮し、本計画の計画期間は10年間（令和7年度～令和16年度）とし、立地適正化計画は、おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析および評価を行い、必要がある場合には計画変更（見直し）を行います。

4 本計画の位置付けと役割

長浜市における『長浜市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（以下「本計画」という。）』の上位計画としては、本市の目指すべき将来像の実現に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針である「長浜市総合計画」と、本市の目指すべき将来像の実現を土地利用の視点から推進するための基本計画となる「長浜市国土利用計画」があります。

また、都市計画に関する計画としては、本市の一部が属する2つの都市計画区域において、滋賀県がそれぞれ策定する広域的な方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」があります。

本計画は、これらの計画等に即し、将来のまちづくりの方針を明らかにするとともに、都市部においては都市機能や住居等がまとまって立地するコンパクトなまちづくりを促進していきます。

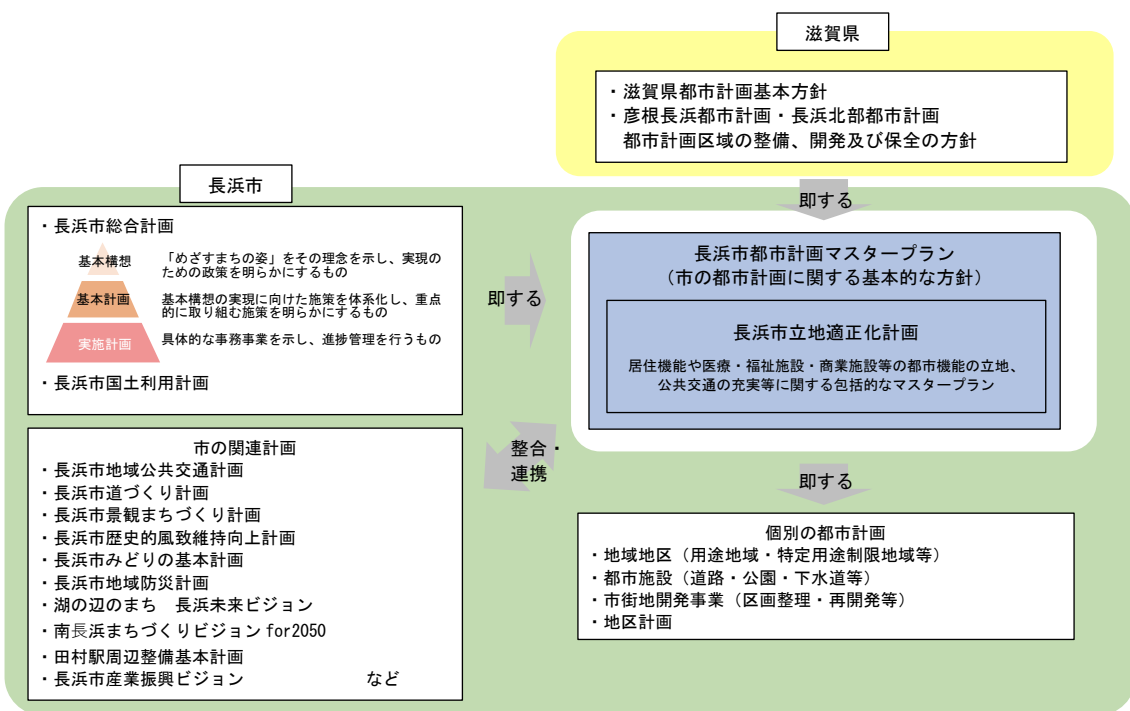


図 本計画の位置づけ

5 本計画の構成

本計画の構成は、以下の図のとおりです。

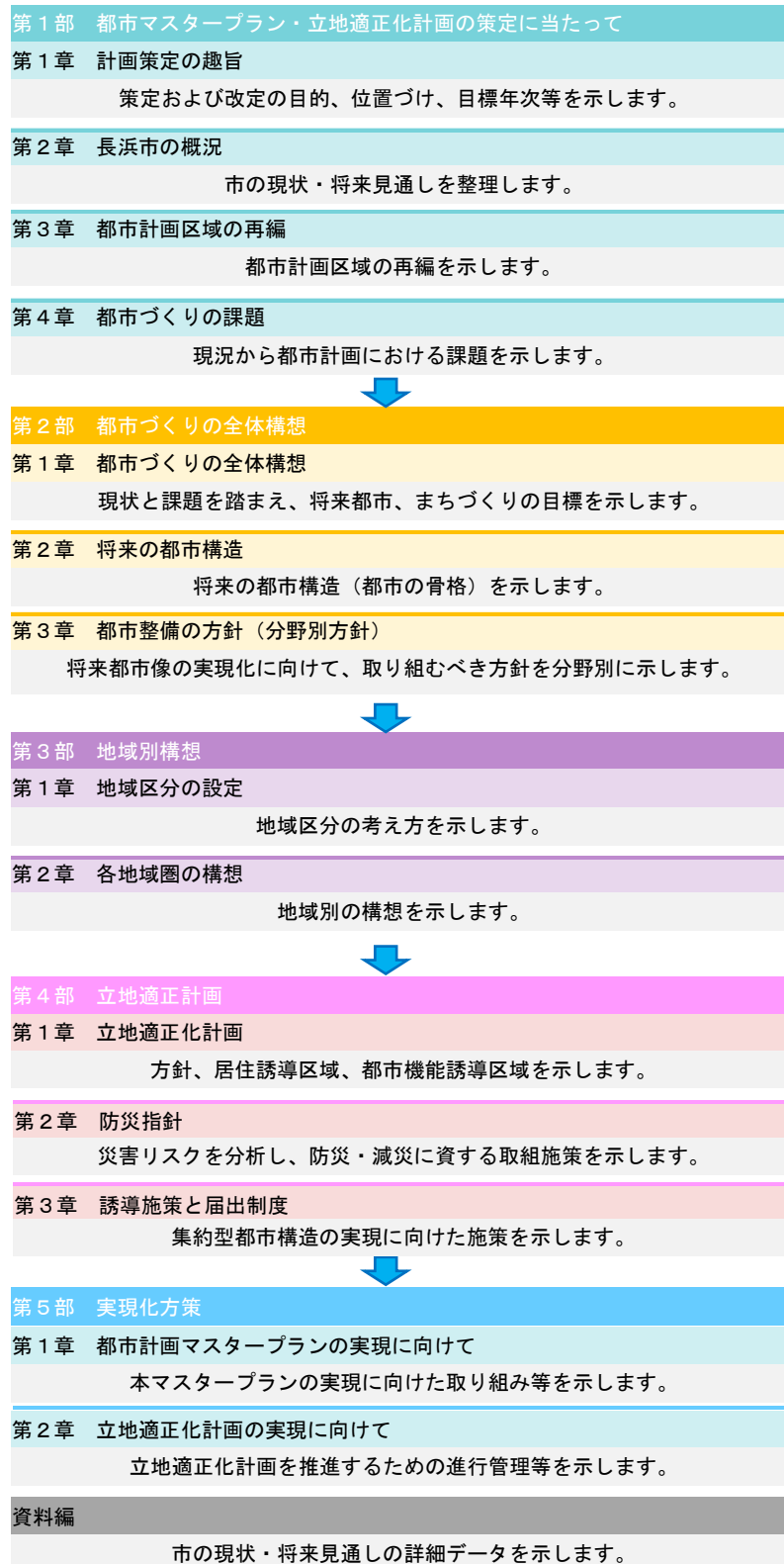


図 本計画の構成

6 本計画の対象区域

市全域で一体的なまちづくりを展開するために、本計画の対象区域は、都市計画区域外も含む行政区域全域とします。

ただし、都市計画区域外の地域の具体的なまちづくりの方針については、当該地域が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域や山村振興法に基づく指定地域にそれぞれ指定されていることから、別途策定されている長浜市過疎地域持続的発展計画によるものとします。

※本計画において、長浜地域、浅井地域、びわ地域、虎姫地域、湖北地域、高月地域、木之本地域、余呉地域、西浅井地域とは、平成 18 年の合併前の旧市町域を示します。なお、一般的に米原市を含めた滋賀県の北部地域を湖北地域と称する場合がありますが、本計画においては、混同を避けるため、旧湖北町地域を「湖北地域」、滋賀県の北部地域を「県北部」と表記します。

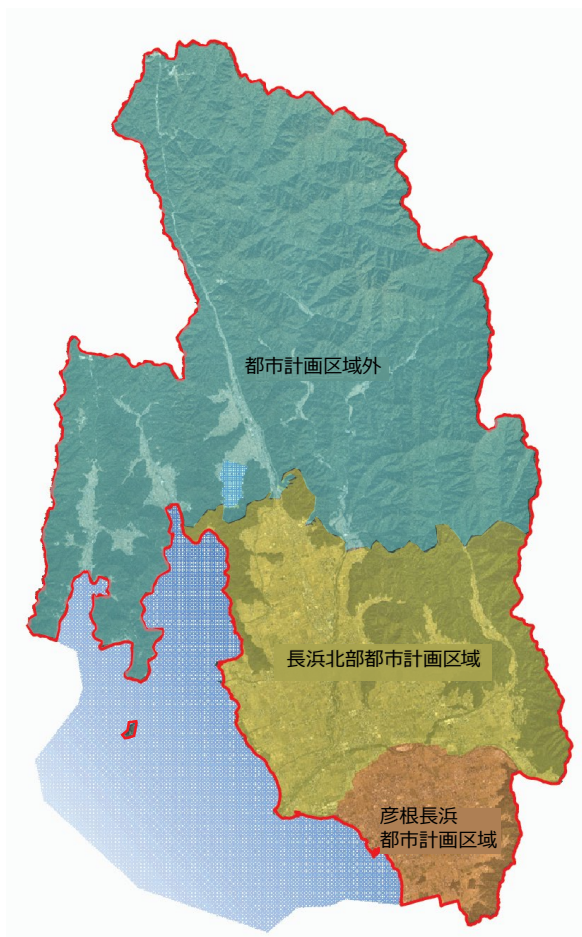


表:長浜市の行政区域等面積

区分	長浜市
行政区域	68,102ha
彦根長浜・都市計画区域	4,550ha
市街化区域	1,324.9ha
市街化調整区域	3,225.1ha
長浜北部・都市計画区域	15,304.6ha
都市計画区域外	34,108.4ha
琵琶湖	14,139 ha

図 本計画の対象区域

長浜市都市計画図（総括図）

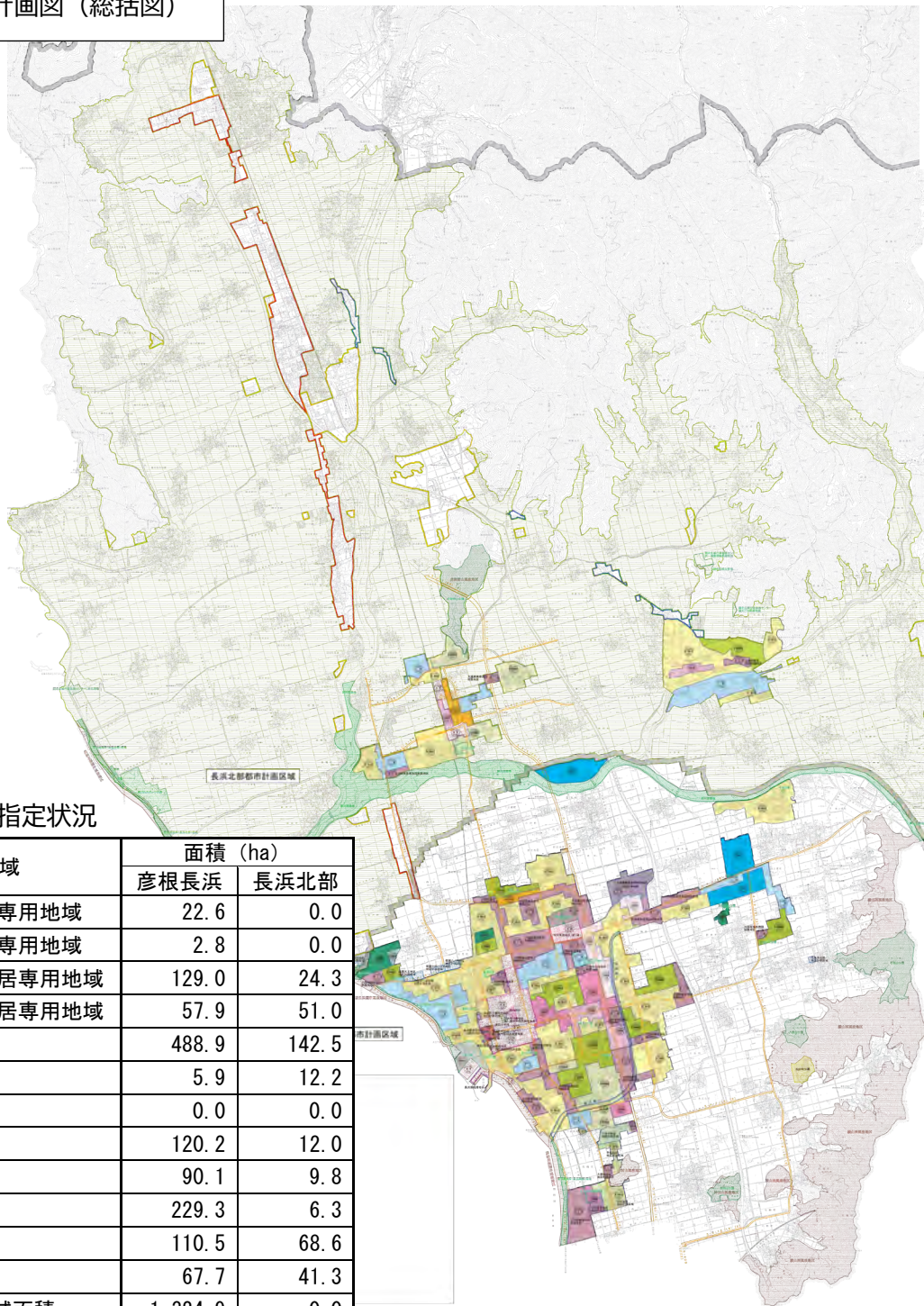


表:用途地域の指定状況

用途地域	面積 (ha)	
	彦根長浜	長浜北部
第一種低層住居専用地域	22.6	0.0
第二種低層住居専用地域	2.8	0.0
第一種中高層住居専用地域	129.0	24.3
第二種中高層住居専用地域	57.9	51.0
第一種住居地域	488.9	142.5
第二種住居地域	5.9	12.2
準住居地域	0.0	0.0
近隣商業地域	120.2	12.0
商業地域	90.1	9.8
準工業地域	229.3	6.3
工業地域	110.5	68.6
工業専用地域	67.7	41.3
市街化区域面積	1,324.9	0.0
用途地域合計	1,324.9	368.0

表:特別用途地区の指定状況

用途地域	面積 (ha)		基本 用途地域
	彦根長浜	長浜北部	
大規模集客施設制限地区	229.3	6.3	準工業
特別業務地区（第1種）	10.7	0.0	商業
特別業務地区（第1種）	22.1	0.0	準工業

7 これまでの経過

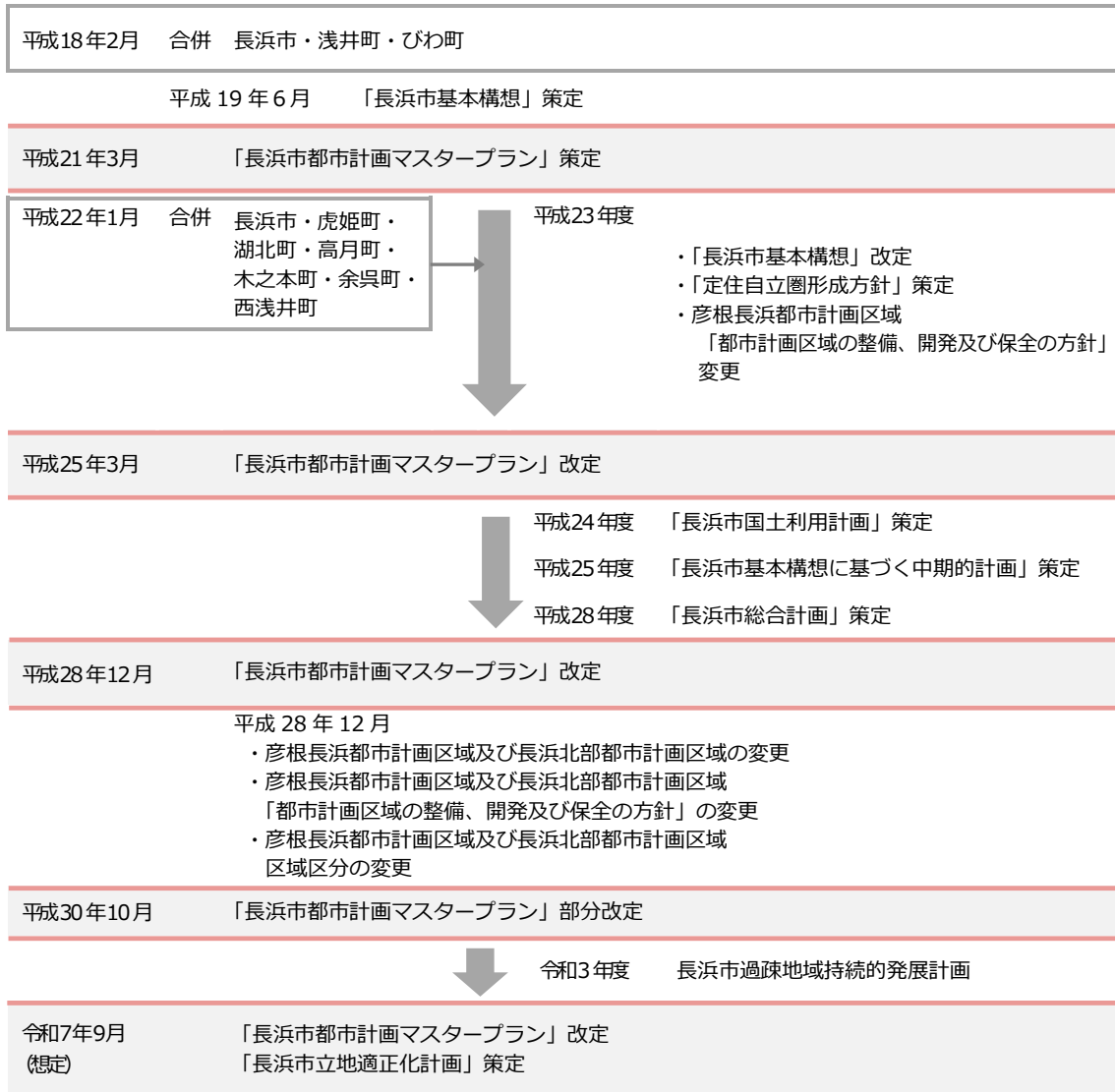


図 都市計画マスタープラン改定に係る経過

第2章 長浜市の概況

1 位置・地勢

本市は、琵琶湖の北東に位置し、総面積は681.02 km²（うち陸地539.63 km²）で、北は福井県、東は岐阜県に接しています。伊吹山系等の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に囲まれ、中央には、琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と多くの水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

地理的には、京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点となる場所にあり、京都市や名古屋市からおおよそ60km、大阪市からおおよそ100km、福井市からおおよそ90kmに位置しています。

鉄道は、市域の南北に北陸本線が走り、JR米原駅で東海道本線、東海道新幹線へと結ばれています。また、JR近江塩津駅には湖西線が結節し、京都方面へつながっています。

広域幹線は、国道8号と北陸自動車道が市の南北を貫き、北陸自動車道が名神高速道路米原ジャンクションへ連絡し、京阪神方面・名古屋方面へつながっています。一般道は、京阪神方面は国道8号から国道1号へ、名古屋方面は国道8号または国道365号から国道21号へ、それぞれつながっています。

北陸自動車道には、長浜インターチェンジ、小谷城スマートインターチェンジ、木之本インターチェンジがあります。

気候は、日本海型気候に属しており、春から秋にかけては穏やかで過ごしやすい日が多い一方、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、降雪量が多く、市域の一部は豪雪地帯や特別豪雪地帯に指定されています。



図 長浜市の位置

出典：国土数値情報

2 沿革

平成 18 年 2 月の 1 市 2 町合併

本市の都市部を形成する長浜地域は、昭和 18 年に 1 町 6 村が合併して市制が施行されています。

地域の東北部（旧東浅井郡の東北部）に位置する浅井地域は、昭和 29 年に 4 村が合併し町制を施行し、その後、昭和 31 年に上草野村との合併を行っています。

地域の西北部（旧東浅井郡の西南部）に位置するびわ地域は、昭和 31 年に 2 村が合併、昭和 46 年に町制が施行されています。

この長浜市、東浅井郡浅井町、同びわ町の 1 市 2 町が、平成 18 年 2 月 13 日に合併し、人口約 84,000 人を有する都市となりました。

平成 22 年 1 月の 1 市 6 町合併

本市の中部から北部にかけては、平成 22 年 1 月の合併前は東浅井郡の 2 町と伊香郡の 4 町がありました。

東浅井郡の南西部に位置する虎姫地域は、昭和 15 年に虎姫村が町制に移行しています。

東浅井郡の西北部に位置する湖北地域は、昭和 30 年に 2 村が合併して湖北町となり、昭和 31 年に朝日村と合併しています。

伊香郡の南部に位置する高月地域は、昭和 29 年に 3 村が合併して高月町となり、昭和 30 年には七郷村と、昭和 31 年には高時村の大字高野と合併を行っています。

伊香郡の南東部に位置する木之本地域は、大正 7 年に木之本村が町制に移行し、昭和 29 年に 1 町 3 村が合併を行っています。

伊香郡の北部に位置する余呉地域は、昭和 29 年に 3 村が合併して余呉村となり、昭和 46 年に町制に移行しています。

伊香郡の西部に位置する西浅井地域は、昭和 30 年に 2 村が合併して西浅井村となり、昭和 46 年に町制に移行しています。平成 22 年 1 月 1 日、長浜市（平成 18 年 2 月の 1 市 2 町合併時の長浜市）に東浅井郡虎姫町、同湖北町、伊香郡高月町、同木之本町、同余呉町、同西浅井町の 6 町が編入合併し、人口約 126,000 人となり、令和 7 年 4 月現在では人口は 111,807 人を有する都市となっています。



図 平成 18 年 2 月合併直前の旧市町行政界

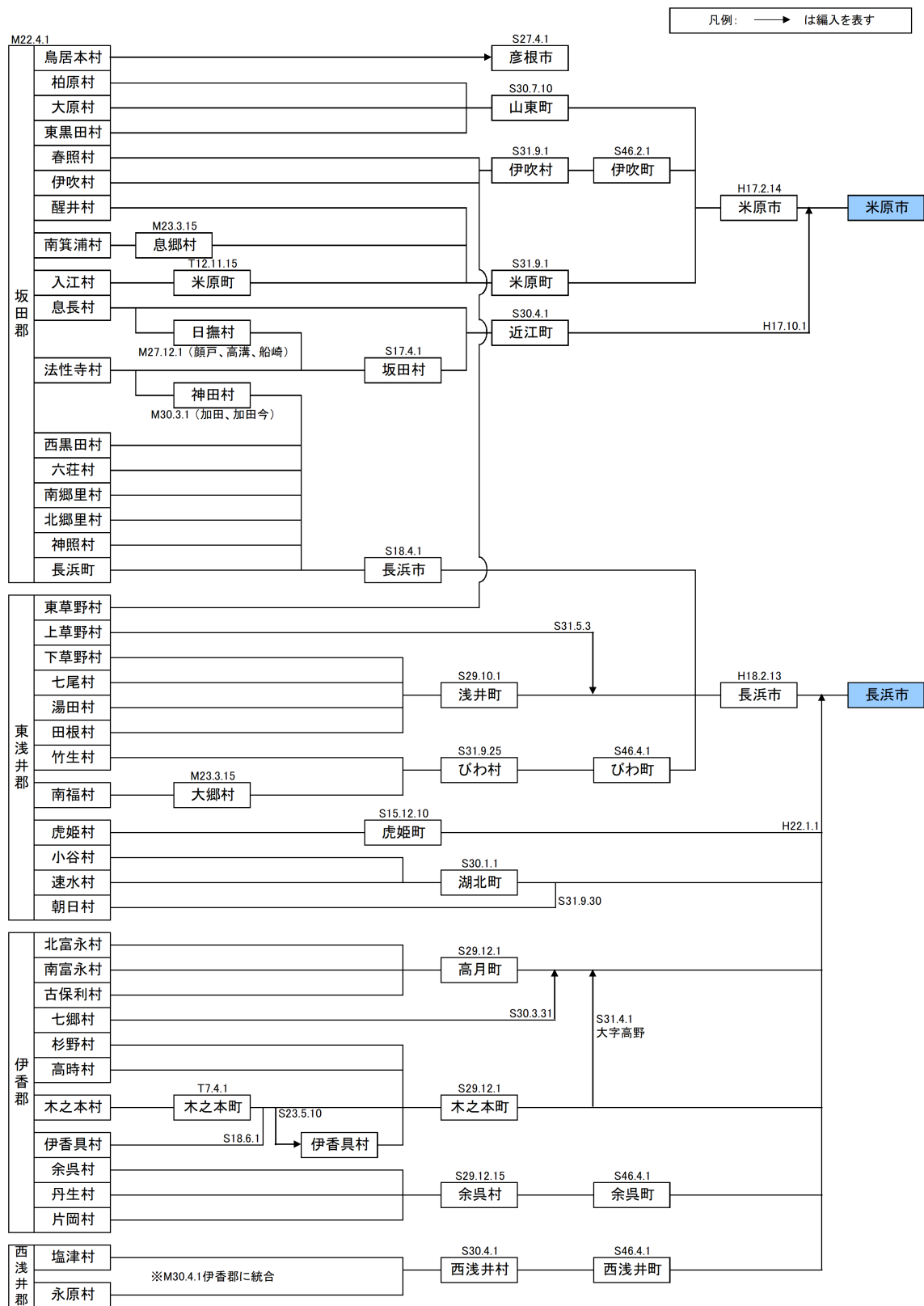


図 長浜市の合併経過

参考資料：滋賀県「滋賀県史 昭和編 第2巻；行政編」（1974）

第3章 都市計画区域の再編

本市における都市計画区域は、平成22年1月の合併後、長浜地域・びわ地域・虎姫地域が属する区域区分の定めのある「彦根長浜都市計画区域」と浅井地域の一部・湖北地域が属する区域区分の定めのない「浅井湖北都市計画区域」、高月地域・木之本地域の一部が属する区域区分の定めのない「木之本高月都市計画区域」の3つの都市計画区域が1つの市に存在していました。

平成28年12月に滋賀県東北部圏域における都市計画区域の再編が進められ、本市が一体的なまちづくりを進める上で適した都市計画区域として、「彦根長浜都市計画区域」に属していたびわ地域・虎姫地域と「浅井湖北都市計画区域」、「木之本高月都市計画区域」が新たに区域区分の定めのない「長浜北部都市計画区域」となりました。

なお、今後、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の進捗状況等を見ながら、長浜市域のみで構成される1つの都市計画区域でのまちづくりの可能性を検討します。

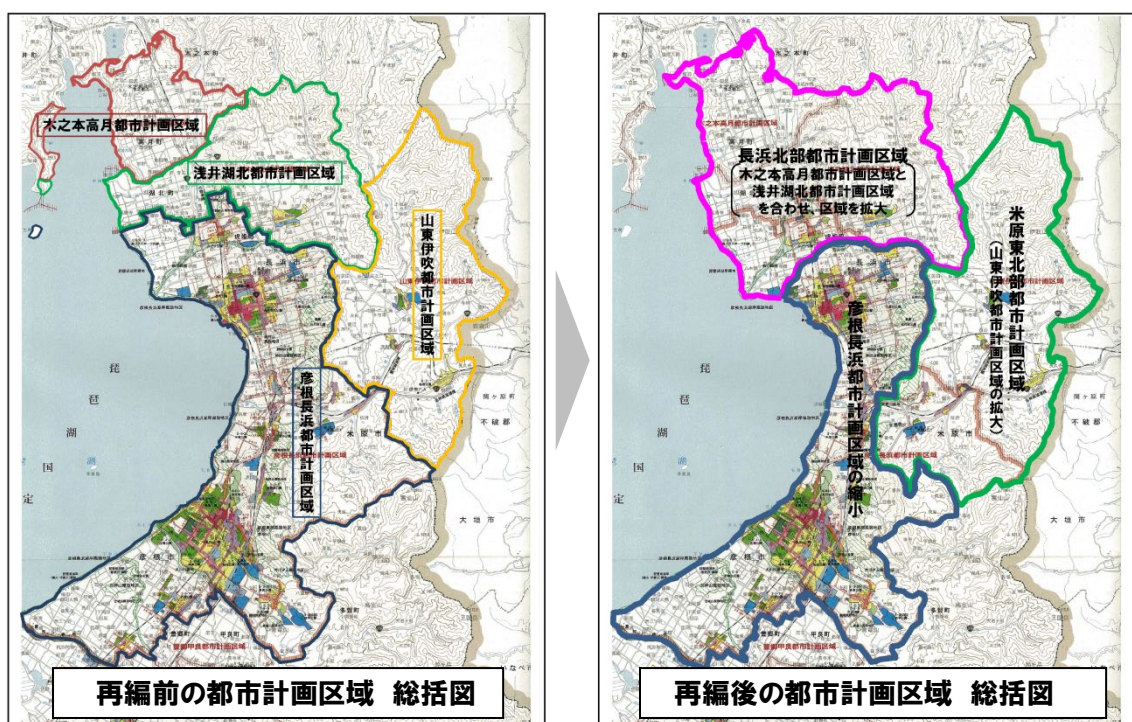


図 滋賀県東北部圏域における都市計画区域の再編

第4章 都市づくりの課題

本市における都市づくりの課題について、「①生活環境」、「②災害対策等」、「③産業振興・土地利用」、「④自然環境・歴史文化」、「⑤持続可能な都市づくり」の5つの視点から整理します。

なお、課題とした各項目に関する詳細のデータについては、「資料編」として別に整理していますので、あわせてご参照ください。

1 生活環境に関する課題

(1) 中心市街地の活力維持・向上

本市では2005年（H17）をピークに人口減少が始まっており、中心市街地においても人口減少が顕著になっています（下図参照）。

一方、上位・関連計画では、中心市街地に市域全体の暮らしや発展を支える役割が期待されており、居住者の増加に加え商業観光機能の強化等を通して、中心市街地の活力を維持・向上させる必要があります。

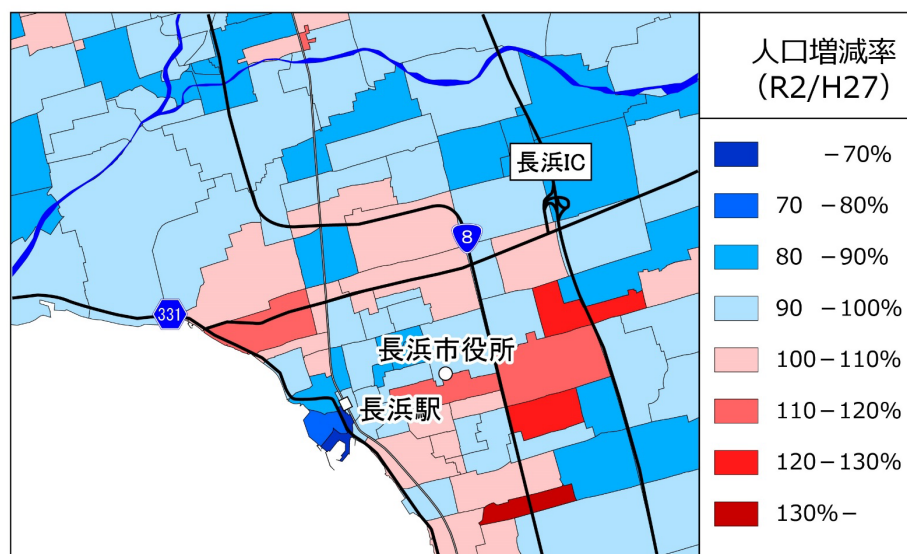


図 中心市街地の人口減少率

出典：R2・H27 国勢調査

(2) 田園・森林地域における生活サービスとコミュニティの維持

本市では、田園・森林地域を中心に人口減少と高齢化が進んでいます。これらの地域においては、暮らしを守るために日常生活に必要な機能やサービスを確保し、生活の基盤となるコミュニティの維持に努める必要があります。

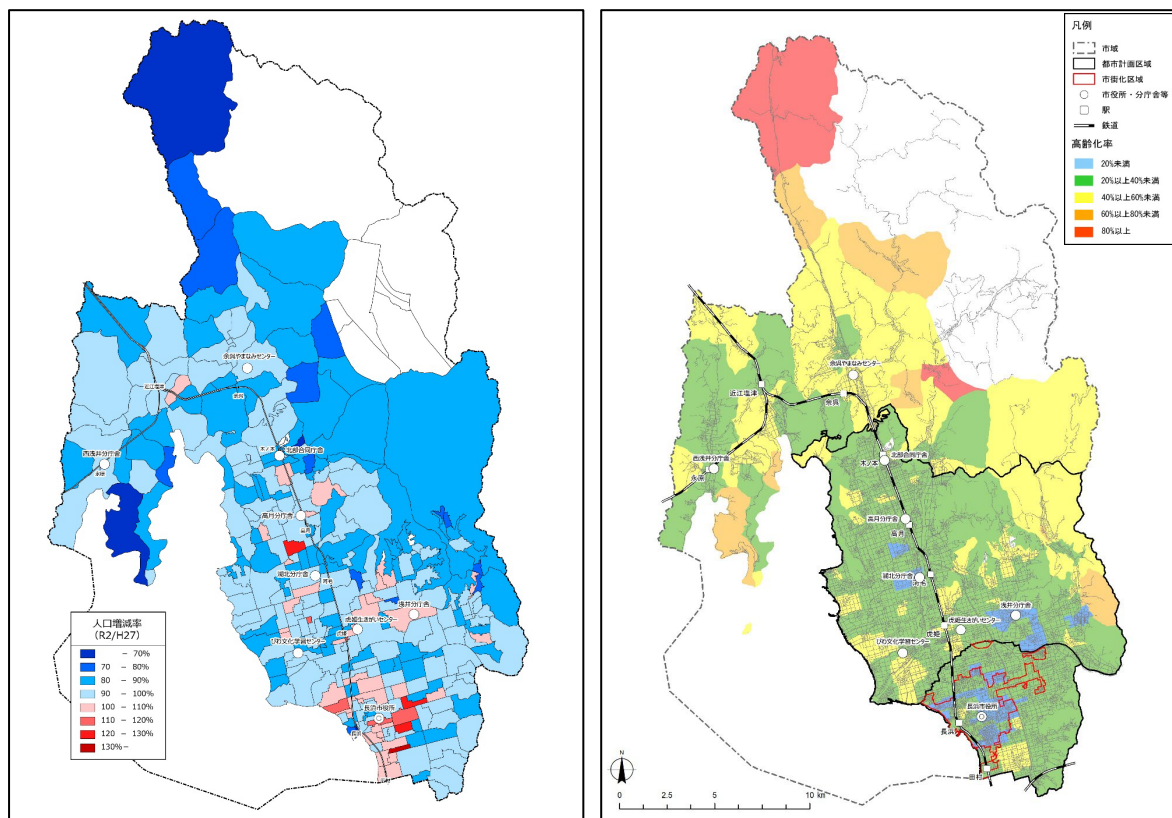


図 長浜市における人口増減率と高齢化率

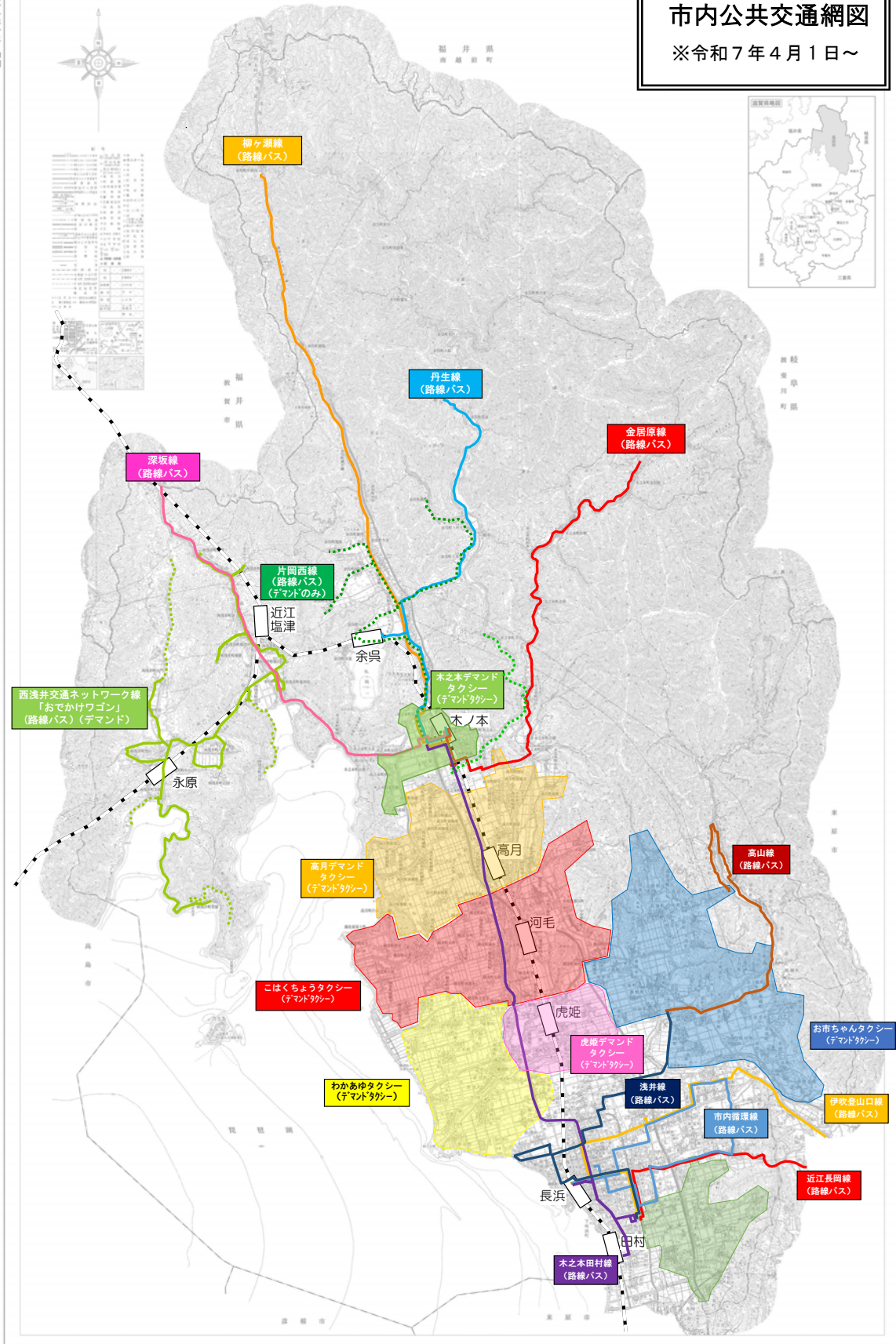
出典：R2・H27 国勢調査

(3) 誰もが暮らしやすい都市づくり

本市の地域公共交通は、鉄道、コミュニティバス、乗合タクシーによるネットワークを形成することで市民の生活や地域経済の発展を支えています（次頁参照）。しかし、路線によっては、利用者が極めて少なくなっている箇所があります。地域公共交通は、高齢化が加速する中で日常的な移動手段として重要な役割を担うことから、持続可能な地域公共交通サービスを提供する必要があります。

また、人口が減少する状況にあっても、市民が安心して住み続けられ、定住したいと思える都市づくりを進めることが大切です。そのために、様々な立場の人の暮らしやすさに配慮して、ユニバーサル・デザインの考え方に基づく都市環境の整備、子育て環境の整備等が必要です。

※令和7年4月1日～



2 災害対策等に関する課題

(1)災害（地震災害・土砂災害・水害・雪害・原子力災害等）への対応

本市における災害要因としては、地震災害、土砂災害、水害、雪害等の発生が想定されます。こうした自然災害に対応するため、「長浜市地域防災計画」に基づいた防災・減災対策を総合的に進める必要があります。

本市における地震災害は、明治以降8回発生しており、なかでも、市域で大きな被害が発生した大規模な地震としては、明治42年の姉川地震（M6.8）があります。市域には活断層が確認されており、建築物の耐震・不燃化対策や、地域での防災組織の活性化などハード・ソフト両面での取組が必要とされています。

水害対策として、姉川上流に治水・河川維持用水目的の姉川ダムが建設され、草野川合流前までの中上流区間は集中豪雨時における流量調節効果が一定程度期待されるものの、大雨による梅雨前線や台風に伴う集中豪雨による水害の発生が多く、令和4年8月には豪雨により高時川が氾濫し、市北部の人家や田畑に被害が及びました。引き続き河川の治水対策や大雨による浸水被害対策が必要とされています。

市北部の一部地域（余呉地域）は特別豪雪地帯に指定されています。主要幹線道路において大雪による予防的通行規制が行われた場合、広域的な渋滞が発生するため、地域住民の生活や緊急車両対策などの雪害対策が必要となります。

また、市北部の一部の地域（湖北地域の一部、高月地域、木之本地域、余呉地域、西浅井地域の全域）は、UPZ（県地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域）に指定されています。万が一の事態に備え、避難者の安全や緊急輸送手段の確保など対策を進める必要があります。



図 長浜市における活断層

出典：国土地理院技術資料D・1-No.449「1/25,000都市圏活断層図」

(2)防犯・交通安全

本市における犯罪発生率、交通事故発生率は滋賀県全体と比べても低く、県内では比較的に安全・安心な都市だといえます。一方で、特殊詐欺など犯罪の多様化・複雑化など日常生活を脅かす問題が発生しており、安全・安心な暮らしを維持していくために、防犯や交通安全の観点からも都市づくりを進める必要があります。

長浜市における交通事故発生率			
	交通事故発生率	交通事故発生件数	人口総数
	(A÷B)	令和6年(A)	令和6年(B)
長浜市	0.14%	159 件	113,297 人
滋賀県	0.20%	2,803 件	1,400,910 人

長浜市における犯罪発生率			
	犯罪発生率	刑法犯認知件数	人口総数
	(A÷B)	令和6年(A)	令和6年(B)
長浜市	0.58%	652 件	113,297 人
滋賀県	0.58%	8,147 件	1,400,910 人

※人口は令和6年4月1日現在の人口（出典：長浜市住民基本台帳）

※長浜市の交通事故発生件数は長浜警察署および木之本警察署の件数の合計値

※交通事故発生件数は滋賀県警察本部の公表資料から引用

※刑法犯認知件数は滋賀県公表の市町別資料から引用

3 産業振興・土地利用に関する課題

(1)雇用と居住空間の創出による転出の抑制

本市では、近年、県外・県内ともに転出超過となっており、県内では特に彦根市・近江八幡市、東近江市などの湖東地域への流出が多い状況です。（次図参照）。

また、雇用の場である事業所数ならびに、それに伴う従業者数は減少傾向にありましたが、令和4年には従業者数は16,000人を超え、増加傾向に転じています（次頁図参照）。また、本市では、これまでに整備された工業用地に空きがない一方で、設備投資に伴う企業の工業用地の需要の高まりから、産業用地確保に向けて、広大な市域の活用や都市基盤の機能強化などが求められています。

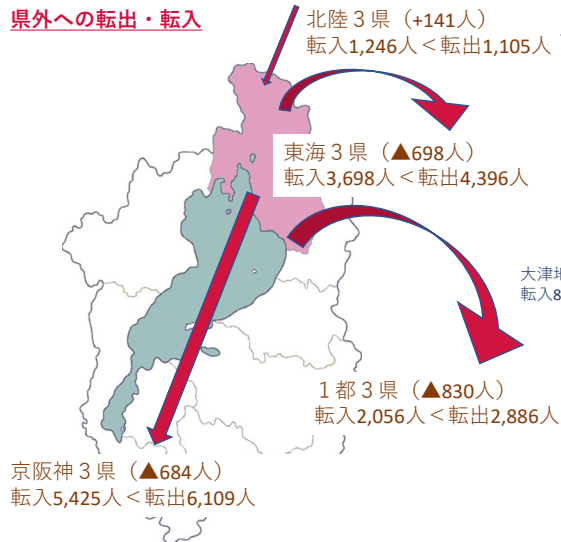
人口減少に歯止めをかけ、地域経済の成長に繋げるためには、市内企業の事業拡大や成長分野への進出といった、市内企業の成長を後押しすることに加え、新たな企業の立地による産業の多角化を図り、雇用の拡大や定住人口の増加を実現し、地域経済の好循環を生み出すことが必要になってきます。このため、JR田村駅周辺や（仮称）神田スマートインターチェンジ、小谷城スマートインターチェンジならびに既存工業団地の周辺などにおいて、それぞれの地域のポテンシャルをいかしつつ、居住と雇用の場を創出していく必要があります。

平成 26 年 4 月 令和 6 年 4 月
(2014 年 4 月) (2024 年 4 月)

転入数：26,001人（県外16,130人、県内9,871人）
転出数：30,135人（県外18,532人、県内11,603人）
増 減：▲4,134人（県外▲2,402人、県内▲1,732人）

※海外の転入出・転入元未記入を除く

県外への転出・転入



県内への転出・転入

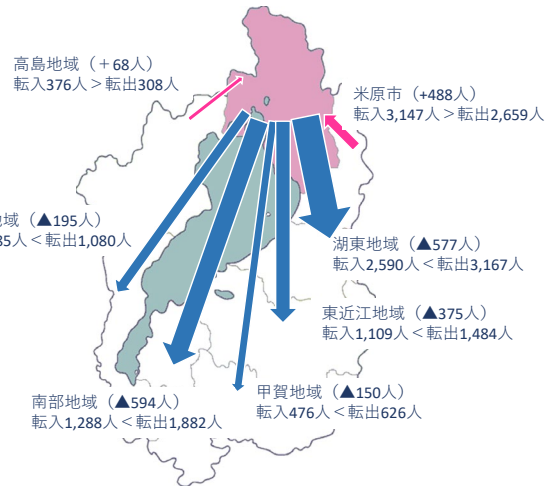


図 転入・転出の状況

出典：長浜市住民基本台帳

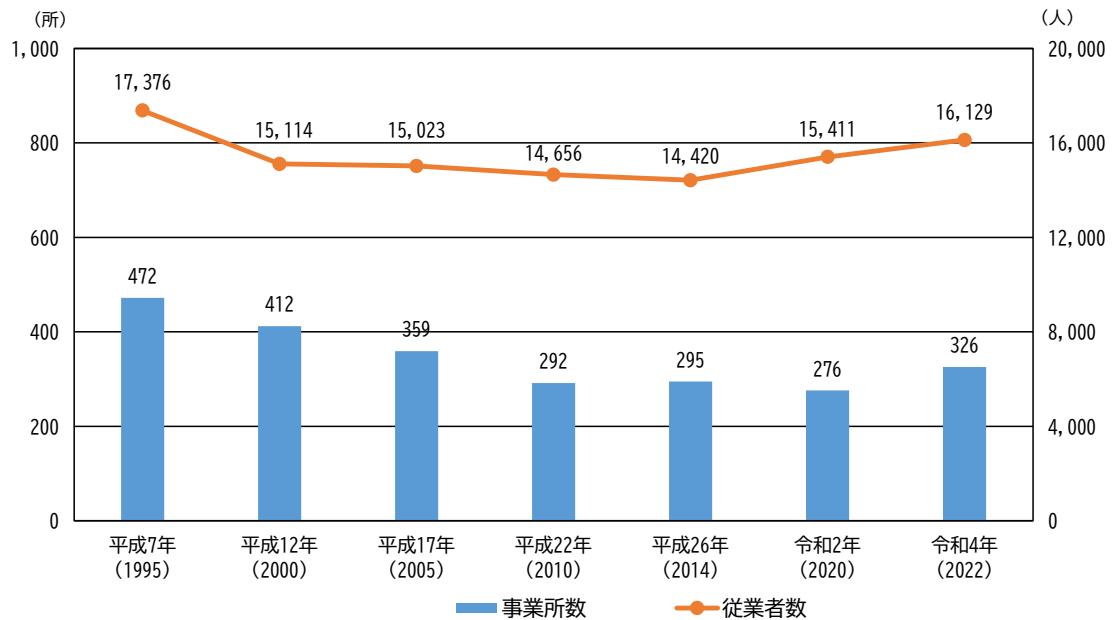


図 長浜市における事業所数（工業）、従業者数

出典：工業統計調査、経済構造実態調査

(2)適切な土地利用の誘導による計画的な市街化の形成

本市においては、南部の中心市街地からその外縁部に向かって人口集積が進んでおり、郊外部でも、主要道路沿道等で市街化の進む場所が見られるようになってきました。

南長浜地域では、「南長浜まちづくりビジョン for2050」を策定し、本市の南の玄関口にふさわしい都市拠点として計画的な市街化の形成を目指しています。

今後、更なる産業の振興と雇用の確保を図るため、工業用地の拡充を進めるとともに、無秩序な開発が行われないことがないように、明確な土地利用方針を示すとともに、地域の実情に即した良好な居住環境を形成し、生活に必要な都市機能の集積を効果的に誘導する必要があります。

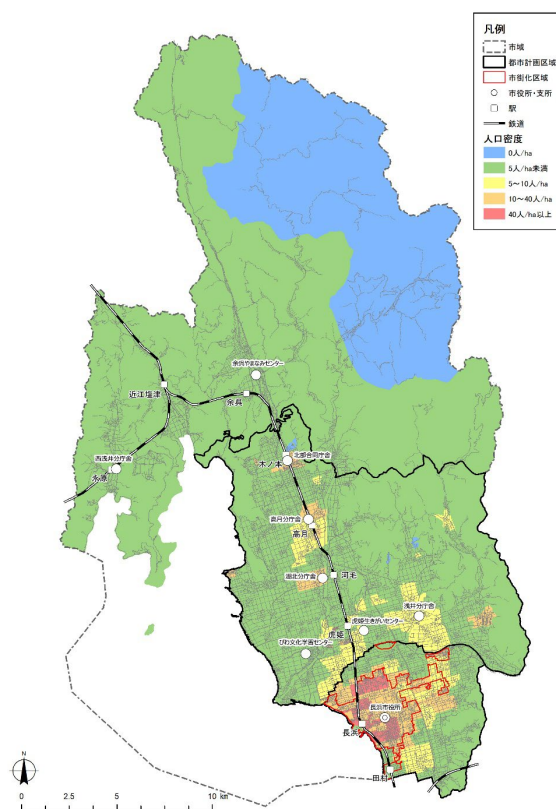


図 長浜市における人口分布

出典：R2 国勢調査

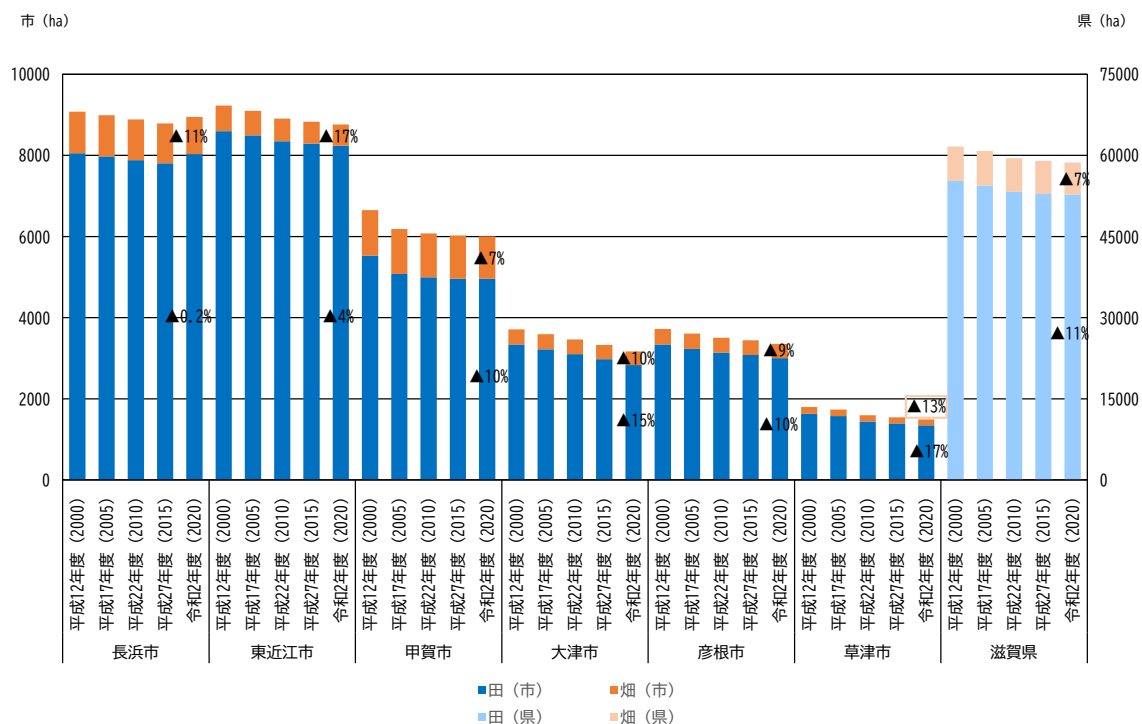
4 自然環境・歴史文化に関する課題

(1)自然・農業環境の保全

本市は、市域の過半を森林と農地が占めており、これに琵琶湖を含めると市域の3分の2となる自然環境に恵まれた都市です。

次頁に示す平成12年度からの農地面積の推移をみると、令和4年度の本市の田の面積は平成12年度比-0.2%、畑は-11%であり、県内他市と比べると、農地の減少は少ない状況です。

美しい自然景観や営農環境の保全に配慮しつつ、新たな産業用地の開発や農地転用と環境負荷の低減に寄与する自然・農業環境の保全や活用を図る必要があります。



※令和2年度の割合は、平成12年度比を示す

図 農地面積の推移

出典：滋賀県「滋賀県統計書」

(2)公園・緑地の維持および整備

本市における市民1人当たりの都市公園面積は、約14.8㎡（令和7年4月1日現在）となっており、都市公園法施行令に定められた都市公園の敷地面積標準値（10㎡以上）を上回っています。

都市公園を維持・整備していくにあたっては、防災やレクリエーションの観点から、老朽化対策や質の向上が必要です。

(3)歴史的景観の保全と活用

市民にとっても観光客にとっても魅力ある都市づくりを行うため、黒壁スクエアを中心とした北国街道やながはま御坊表参道などのまちなみに加え、北国街道木之本宿沿いの町家や村落景観、歴史的景観資源を保全、活用する必要があります。

5 持続可能な都市づくりに関する課題

(1)人口減少社会への対応

本市においては平成 17 年をピークに人口減少が始まっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和 27 年(2045 年)までに 8.8 万人まで減少するものと予想されています。出生数は、平成 25 年度から令和 5 年度の 10 年で約 4 割減少し、虎姫地域より北側で減少が顕著です。

人口減少は、労働力人口・消費人口の減少等により地域経済の停滞を生じさせる可能性があり、将来的には、生活の基盤となる地域コミュニティの維持も困難な状況になることも考えられます。このため、人口減少を食い止めるための施策を講じるとともに、人口減少社会に対応した都市整備を行っていく必要があります。

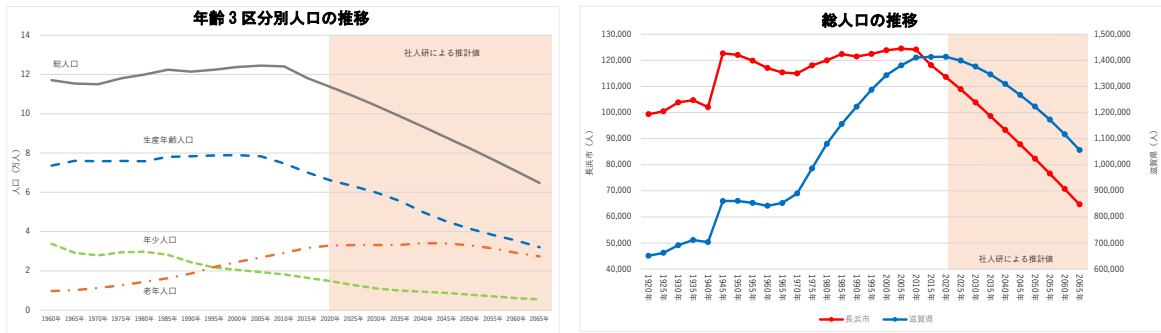


図 人口の推移

出典：長浜市「長浜市人口ビジョン」

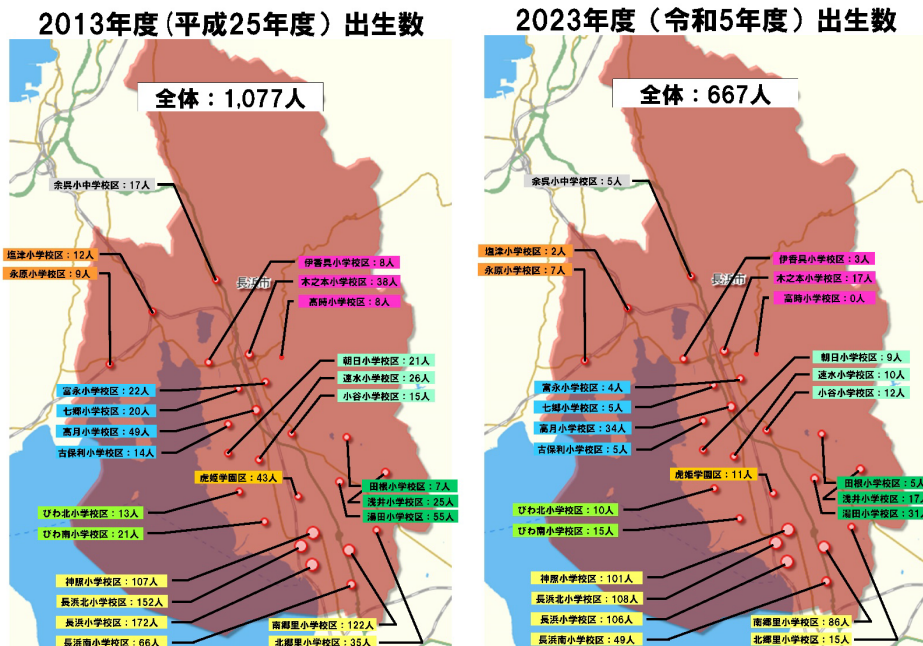


図 小学校区別出生数

出典：長浜市資料

(2)都市基盤の構築

本市において整備されてきた都市基盤施設のうち、合併前の旧市町で整備された多くの公共施設が更新時期を迎えています。しかしながら、公共施設が整備された時代から人口構造は大きく変化しており、それに伴って公共施設等の需要にも変化が生じています。

こうした状況を踏まえ、将来の需要に対応した施設機能を維持しつつ、将来世代の負担軽減を図ることを目的として、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していく必要があります。

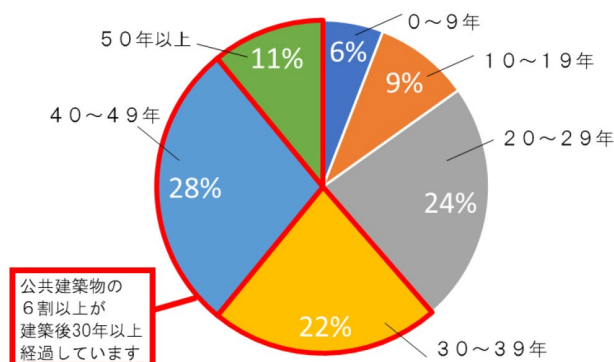


図 公共建築物の築年数

出典：長浜市「長浜市公共施設等総合管理計画（令和7年1月改定）」

(3)官民連携による都市づくり

地方分権の推進、人口の減少・少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・高度化により、市の事務事業は増加する一方、「普通交付税の合併特例措置の終了」、「公共施設等の大量更新の到来」などにより、本市を取り巻く環境はこれまで以上に厳しいものとなっています。

こうした厳しい環境の中、公共サービスの質を確保し、市民満足度の維持・向上を図りつつ、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めていくためには、多様な主体が効果的かつ効率的に公共サービスを提供できる仕組みを整えていく必要があります。

そのため、本市における高い市民力と民間のもつ高い効率性などの強みを公共サービスに導入する手段として、官民パートナーシップ(Public Private Partnership/「PPP」)の更なる活用を進めていく必要があります。

※本市において官民パートナーシップとは、民間（民間事業者、NPO、市民活動団体、地域づくり協議会、自治会、ボランティア、各種団体等）が持つノウハウや専門知識、ネットワークなどを活用して、民間と市が適切な役割分担に基づいて公共領域を創造し、公共サービスの充実と効率化を図る手法の総称としています。